

第5章 登録マーク

5.1 登録マークの構成

エコリーフ環境ラベルに使用する登録マークは、**図 5.1**のように、本マーク部と「No.」部より構成され、「No.」部には、当該製品のエコリーフ環境ラベル登録番号または製品環境データ集積システム認定取得番号を記載する。



図 5.1 登録マークの構成

5.2 登録マークの使用条件

登録マークを使用できるのは、その製品がエコリーフ環境ラベルを認定、登録・公開した製品、または製品環境データ集積システム認定を取得した企業（製品事業体）であり、何らかの理由により取り消された場合には、この登録マークは、使用できない。

5.3 登録マークの表示仕様

表示される登録マークは、緑地に白抜を標準色とし、登録マークを縮小する場合には文字の判読性に配慮する。尚、登録マークが対象とする製品範囲を明示等の、誤認防止の配慮を払う。

[関連文書]

エコリーフ環境ラベル登録公開規程(R-09)

第6章 エコリーフ環境ラベルにおける資格・研修制度

6.1 審査員の資格

4.2 節に規定した事業者の製品環境データ集積システムの認定審査を行う審査員の資格基準および資格取得の要件を以下に定める。

- ① 適用範囲：この資格基準は、エコリーフ環境ラベルの実行において本プログラムホルダーである当室が事業者のシステムの認定審査を行うに当たり指名する審査員の能力の要件として適用する。
- ② 資格基準：審査員の資格は次の基準を満たさなければならない。
 - a 環境マネジメントの概念、環境マネジメントシステムをはじめとする環境マネジメントの関連手法および関連規格等に関する基本的知識および理解を有していること。
 - b LCA 手法の基礎知識を有していること（当室が行う LCA 試験の合格者）
 - c エコリーフ環境ラベルにおけるデータ検証および製品環境データ集積システムの認定審査の方法、基準、手順およびその他の規則を熟知し、システム認定審査を実行できる能力を有していること
(当室が実施するエコリーフ環境ラベルシステム認証審査員研修の修了者)
- ③ 資格の登録・更新・失効・再取得等
当室が有資格者と認定した者は、当室に審査員として登録・更新・再取得の手続きをすることができる。

[関連文書] エコリーフ環境ラベルシステム認定規程(システム認証規程)
(R-05)

6.2 製品環境データ検証員の資格

4.3 節に規定した製品環境データ検証を行う検証員の資格基準および資格取得の要件を以下に定める。

- ① 適用範囲：この資格基準は、エコリーフ環境ラベルの実行において申請された製品の製品環境情報(PEAD)、製品環境情報開示シート(PEIDS)および製品データシートに係わるデータの検証を行うに当たり、当室が指名する検証員の能力の要件として適用する。
- ② 資格基準：検証員の資格は次の基準を満たさなければならない。
 - a 環境マネジメントの概念、環境マネジメントシステムをはじめとする環境

マネジメントの関連手法および関連規格等に関する基本的知識または理解を有していること。

- b LCA 手法の基礎知識を有していること（当室が行う LCA 試験の合格者）
- c エコリーフ環境ラベルにおける定量的環境データ検証および製品環境データ集積システムの認証審査の方法、基準、手順およびその他の規則を熟知し、製品環境データの検証を実行できる能力を有していること。

（当室が実施するエコリーフ環境ラベル検証員研修の修了者）

③ 資格の登録・更新・失効・再取得等

当室が有資格者と認証した者は、当室に検証員として登録・更新・再取得の手続きをすることができる。

[関連文書]エコリーフ環境ラベルシステム認証規程 (R-05)

製品環境データ検証規程 (検証規程) (R-07)

システム認証審査員およびデータ検証員遵守規程 (R-12)

6.3 システム認定審査員・検証員研修等

6.1 節および 6.2 節に定めた審査員並びに検証員の資格者を養成することを目的として、両節に示した審査員および検証員のための環境マネジメント試験、LCA 試験、エコリーフ環境ラベル検証員、審査員研修に関し、次のように定める。

① システム認定審査員・検証員のための環境マネジメント試験

6.1 節または 6.2 節の②a の要件を満たす者であるかを判定する試験である。

② LCA 試験

6.1 節または 6.2 節の②b の要件を満たす者であるかを判定する試験である

③ エコリーフ環境ラベルシステム認証審査員・検証員研修

この研修は、6.1 節または 6.2 節の② a と b の要件を充たすことを証明された者に対して 6.1 節または 6.2 節の②c の能力を具備させるために行うものである

[関連文書] エコリーフ環境ラベル要員の試験・研修規程 (R-13)

第 7 章 エコリーフ環境ラベル作成支援ソフトおよびデータ

本プログラムの実施に当たって、当室では、環境ラベル作成支援ソフトと、共通原単位および特性化係数のデータベースを提供するが、これらの目的、概要および使用条件を記載する。

7.1 支援ソフト

7.1.1 支援ソフト提供の目的

環境ラベルの作成は、LCA 計算の実施そのものとも言え、

- ① LCA 計算に必要な元データの収集、
 - ② LCA 技法を用いた収集データの加工処理、
 - ③ そのデータと原単位や特性化係数を用いたインベントリ分析とインパクト評価のための膨大な計算、
- が主要な負担となる。

本支援ソフトは、②の一部と③の作業負担を軽減させるために用意されている。本ソフト使用の波及効果は、②と③の作業が人的ミスなく確実に実施されるために、得られたデータ信頼性が向上することになり、ラベル検証行為の負担削減にも役立つ。

7.1.2 支援ソフトの概要

LCA 計算には、製品に関するデータ、製造サイトに関するデータおよび各ステージの設定条件等の定量的情報が必要であり、それらの情報を加工して LCA 入力データに変換する必要がある。

本ソフトは、以下の機能を有する。上記の 3 種のデータを入力すると、アロケーション等の LCA 技法に基づいてデータ処理され、LCA 計算に必要なデータに自動的に加工・変換される。次に入力項目に適した原単位が選択され、自動的にインベントリ計算される。さらにインベントリ項目に適した特性化係数が選択され自動的にインパクト評価計算が行われ、公開される PEIDS の形式でインベントリ分析とインパクト評価の結果が出力される。

7.1.3 支援ソフトの使用条件

本ソフトは、希望するプログラム参加者に有償で貸与される。本ソフトはエコリーフ環境ラベル作成のためにのみ製作されたものであるため、その使用は本ラベル作成に限定され、そのすべてまたは一部を他目的に無断流用してはならない。

7.2 データベース

7.2.1 データベース提供の目的

ラベルに記載されるデータは、製品データシートに記載される製品特有のデータと、インベントリ分析やインパクト評価で用いられる原単位や特性化係数に依存する。後者には、調査範囲、場所、時間および調査機関等が異なる様々なデータが公開されているため、前者の製品特有のデータを正確に調査しても、後者のどのデータを採用するかで、LCA 結果、すなわちラベル記載データが大きく変動する。これが LCA の比較可能性を妨げている原因の一つである。

このため、LCA 計算結果に及ぼす原単位や特性化係数のばらつきの影響を排除するために共通的な原単位と特性化係数を提供し、ラベル表示データの比較可能性を確保することが、データベース提供の目的である。

7.2.2 データベースの更新

3.3.3 で述べたとおり、原単位データの作成においては極力公開されたデータを用いて計算する。原単位は定期的に見直し、必要に応じて、より新しく信頼性の高いデータに更新していく。特性化係数も、原単位と同様に極力公開されたデータを採用し、定期的に見直し、必要に応じて更新していく。

7.2.3 データベースの使用条件

本データベースは、検証用書類請求時にプログラム参加者全員に提供される。本データベースは、支援ソフトと同様に、本プログラム実施のために限定して作成されたものであるため、他の目的に無断使用してはならない。

[関連文書] エコリーフ環境ラベル支援ソフトおよびデータベース使用規程
(R-14)

第8章 関係者の遵守事項

8.1 プログラム関係者の倫理規範

本プログラムの運営および業務が一部の利害に偏ることなく公正かつ公平に遂行されることを目的として、運営委員会委員、審議委員会委員、評価レビューパネル委員、原単位レビューパネル委員、PCR-WG 参加者、並びにエコリーフ事業室役職員に倫理的行動を要請する。その趣旨において、運営委員会委員、審議委員会委員、評価レビューパネル委員、原単位レビューパネル委員、PCR-WG 参加者、並びにエコリーフ事業室役職員には倫理的行動に関する誓約を求める。

要請する倫理規範はエコリーフ環境ラベル倫理規程 (R-11) に定める。

8.2 システム認定審査員およびデータ検証員の遵守事項

審査員および検証員は、企業等、本プログラムへの参加者の製品等の製造・販売等に係わる機密事項に触れる立場にあり、倫理性が強く求められる。その趣旨から、両者が遵守すべき事項を定め、登録されたすべてのシステム認定審査員および検証員に周知させることとする。

システム認定審査員および検証員が遵守すべき事項の詳細、並びに周知させる方法・手順の詳細は、システム認定審査員および検証員遵守規程 (R-12) に定める。

[関連文書]

エコリーフ環境ラベル倫理規程 (R-11)

システム認定審査員および検証員遵守規程 (R-12)

第9章 文書記録管理

エコリーフ環境ラベルプログラムの運営に当たり、プログラムで使用する手順・基準・様式およびそれらの仕組みと運用方法を定めることを目的とした文書体系を構築し、それらを以下に示す方法により管理運用する。

9.1 文書体系

本プログラムで使用する文書および記録の体系は、一次から三次までの3つの階層の文書および1つの階層の記録によって構成される(図9.1)。以下にその概要を示す。

エコリーフ環境ラベル実施ガイドラインは、これら規程文書類の頂点に位置づけられる一次文書であり、本プログラムの目的、枠組み、環境ラベル作成指針等の基本的な考え方を示す。

規程類は、これに次ぐ二次文書であり、本プログラムを実施し、運用するのに必要な基準や要領を定める。

三次文書に位置づけられる様式類は、規程類の具体的書式を定めたものである。

また記録は、本プログラム実施の中で上記の様式などを使用して作成された文書を指す。本プログラム運用に際して関連文書、様式等については最新の物を適用することとする。

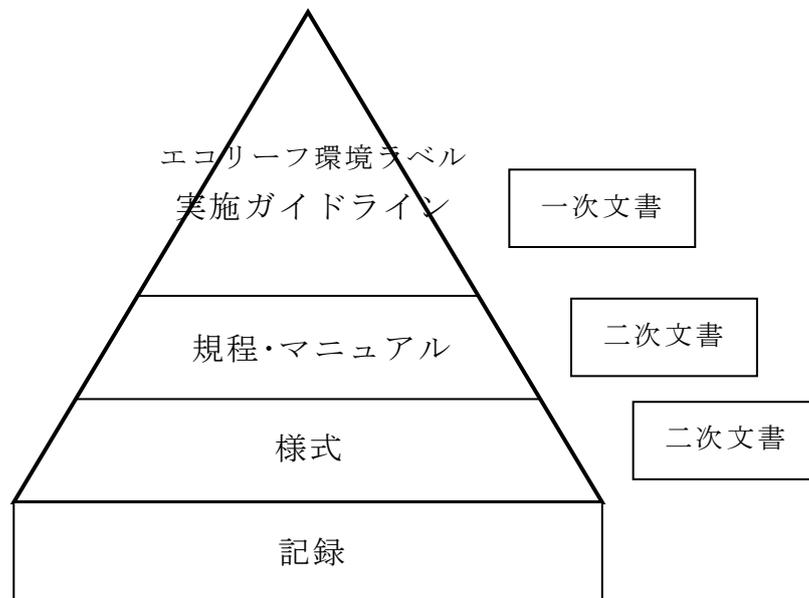


図 9.1 エコリーフ環境ラベルプログラムの文書体系

9.2 文書公開

本実施ガイドラインを始めとしたエコリーフ環境ラベル作成上必要となる規程および様式は原則として公開される。公開文書および非公開文書の区分等の詳細はエコリーフ環境ラベル文書管理規程(R-01)に定める。

9.3 公開手段

本プログラムの利用者が常に最新版の文書を参照・利用できるよう、ホームページ等により公開文書の確認ができるような仕組みとする。

[関連文書]

エコリーフ環境ラベル文書管理規程(R-01)

第 10 章 苦情および紛争の処理

本章では、本プログラムの活動またはその結果に対しての不平、不満が持ち込まれた場合の対処手順を定める。

10.1 苦情および紛争

苦情および紛争の言葉の定義は、以下のとおりとする。

- ① 苦情とは、不平、不満の内、具体的指摘事項を文書により申し立てられたものをいう。
- ② 紛争とは、苦情に対する当室の回答に納得せず、文書により申し立てられた異議をいう。

10.2 苦情および紛争への対処

持ち込まれた苦情および紛争に対する処理は、以下の要領に基づくものとする。

- ① 苦情のうち、事務手続きに係わる軽微な事項および料金に係わる事項は、当室の責任者が対処する。
- ② 苦情および紛争のうち、本プログラムの運営、設定した基準・手順、制定した PCR、および登録公開した環境ラベル内容に係わる事項等は、運営委員会、審議委員会、評価レビューパネルの何れかの委員会の議を経て対処する。
- ③ 紛争が生じた場合、運営委員会、審議委員会または評価レビューパネルは、対処方針を決定した上で、各委員会委員の内から指名した委員をもって構成する紛争処理パネルを設置し、同パネルに対処を一任することができる。

当室は、苦情または紛争が持ち込まれた日から起算して遅くとも 60 日以内に、申し立て者に回答するものとする。

10.3 苦情および紛争への対処の記録等

当室は、苦情および紛争の発生、その対処、および結果(是正、改善措置を含む)を文書により記録、保管しなければならない。

苦情および紛争への対処に係わる手順の詳細は、エコリーフ環境ラベル苦情・紛争処理規程(R-10)に定める。

[関連文書]

エコリーフ環境ラベル苦情・紛争処理規(R-10)

第 11 章 エコリーフ環境ラベルの料金体系

エコリーフ環境ラベルの料金は以下の区分とする。

- ① システム認定料
- ② データ検証料（外部検証の場合のみ）
- ③ ラベル登録料
- ④ 支援ソフト貸与料（希望者のみ）
- ⑤ 要員資格取得料

詳細は、エコリーフ環境ラベル料金規程に定める。

[関連文書]

エコリーフ環境ラベル料金規程(R-15)